第14回研究会(P 医療,福祉)における主な御意見とその対処方針(案)

1 研究会における御意見

No.	ガカ云にあける岬恵兄 御意見	対処方針 (案)
1	○ 医療サービスの分類構成について 公的医療保険が適用されるものと公的医療保険が適用されないもの を区分することは、SUT上政府消費と家計消費を区分できるため意 味があるとの意見が多かったので、保険適用・適用外の別を統合分類に 引き上げ、入院・外来別と組み合わせて6つの統合分類として設定す るよう修正してほしい。	医療サービスの分類構成について、左記のご意見にしたがって修正した (6つの統合分類として再構成)。
2	O 健康相談施設の生産物について 小分類 842 健康相談施設の生産物は、すべてPであり(小分類 831 病 院、832 一般診療所、833 歯科診療所の項目から「P」として設定)、コ ード番号のついた生産物はないため、産業別生産物リストから削除し てほしい。	小分類 842 の分類項目を左記のご意見にしたがってすべて削除し、小分類 842 については、中分類 83 医療業 (小分類 831~833) のワークシートに含めることとした。
3	○ 公務サービスについて 国の行政機関や地方自治体が行っている活動は、現在、日本標準産業 分類において、活動内容によってS公務又はS以外の各産業に分類さ れているが、生産物分類における公務サービスの分類の在り方の基準 (公務と公務以外に分ける基準やどこまで細かく分類項目を設定する か等)を今後検討する必要がある。	「保健所サービス」、「検疫サービス」、「福祉事務所サービス」、「児童相談所サービス」等の専ら公的機関のみが提供するサービスについては、当面の間、仮設定するものとし、これらを含む生産物分類における公務サービスの扱い(公務と公務以外に区分する基準、公務サービスの分類構成など)については、平成31年度以降に検討を行う産業分類「S公務」の生産物の検討において議論することとしたい。
4	O 救急サービスについて 救急サービスはどの生産物で区分しているのか。また、救急隊員が医療行為を行っている場合のサービスはどこに区分するのか、確認してほしい。	救急サービスについては、通常、消防署のサービスの一環としての救急 隊員による搬送サービスを指すが、これは消防署のサービスであり「公務」 に含まれるサービスとして取り扱うこととしたい。また、国家資格である 救急救命士の資格を取り認定を受けた救急隊員は医師の指示の下、心肺停 止状態の傷病者に対して静脈路確保と器具を用いた気道確保、さらに薬剤 投与を行うことが可能であり、これらのサービスも「公務」に含まれるサ ービスとして取り扱うこととしたい。
5	O 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービスについて 放課後児童クラブにおける、補助金の対象となる範囲や、サービス内 容について確認してほしい。 放課後児童クラブについては、補助金が交付されているところと交 付されていないところがあるか確認し、これらを区分できるか、ま た、区分する意味があるか、今後検討してほしい。	放課後児童クラブの補助金の対象となる範囲は、「放課後児童健全育成事業」の実施要綱において、児童福祉法に定められる放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならないとしている。 「放課後児童クラブ」と称している場合も、補助金が交付されずに行われている場合があるが、これらの事業目的は学習塾が主であるため、大分

		T
		類〇教育、学習支援業に含めるものとし、「放課後児童クラブ・放課後子
		ども教室等サービス」については、補助金が対象となっているサービスの
		みを含めるものとして整理することとしたい。
6	〇 受託サービスについて	産業横断的な課題として、研究会において議論することとしたい。
	P医療、福祉においては、地方自治体が自ら行う場合と委託して受託	
	者が行う場合とでサービスの内容に違いはないため、受託サービスの	
	分類項目は設定されていないが、他の大分類においては水道業など受	
	託サービスが設定されていて、全体として統一されていないので、改め	
	て受託サービスの分類項目の設定方針について検討してほしい。	
7	〇 難民等に対するサービスについて	日本における平成 29 年の難民申請者は 19,629 人、その内難民認定者
	難民等に対するサービスは少なからず存在するため、現在は公務に	20 人、在留を認めた者 45 人(平成 30 年 3 月 23 日法務省入国管理局報道
	含まれているということだが、NAPCSでも挙げられていることか	発表資料より)であり、難民認定された場合は永住許可要件の一部緩和
	ら考えておく必要がある。	や、社会保障などについて、日本国民と同一待遇を受けられる。
	難民等に対するサービス内容はどのようなものがあるか、ある場合、	難民認定されていない人々に対しては非営利団体等が生活支援や就労
	現分類のどこに含まれているか、含まれていない場合はどのように取	支援を行っている。これらの活動費は寄付金や補助金で成り立っており、
	り扱うかを今後、検討してほしい。	「他に分類されないその他の社会福祉サービス」に含めるものとして整
		理することとしたい。
8	〇 保育園バスやこども園バスについて	保育園等の事業者が自ら有償により園児等の送迎バスを運航していれ
	保育園バスやこども園バスが運輸サービスに当たるのであれば、副	ば、「特定旅客自動車運送サービス」に当たる。また、障害者や高齢者の
	業として立てておく必要があるのではないか。	介護施設等への通所のために施設を運営する事業者が自ら有償により送
	·	迎バスを運行していれば、利用者が特定されているかの有無により、「一
		般乗用旅客自動車運送サービス」又は「特定旅客自動車運送サービス」に
		当たる。
		以上を踏まえて、853 児童福祉事業、854 老人福祉介護事業及び855 障
		害者福祉事業の副業として、「一般乗用旅客自動車運送サービス」及び「特
		定旅客自動車運送サービス」を設定することとしたい。

2 研究会後に寄せられた御意見

	御意見	対処方針 (案)
9	〇「衛生検査サービス」について	左記ご意見を踏まえたうえ、食品衛生法等に基づく保健衛生を目的と
	統合分類「医療に附帯するサービス」の最下層「衛生検査サービス」	した腸内細菌検査等と区分を明確にするため、以下のとおり分類項目名
	は、医療法や臨床検査技師等に関する法律上、当該検査を検体検査と	及び定義を修正することとしたい。

	/lon the IT	LUB LAC (day)
	御意見	対処方針(案)
	定義しているが、医療機関からの受託検査は、衛生検査所以外の場所	
	でも行われており、検体検査は臨床検査技師が業務を独占しているわ	(最下層)検体検査サービス
	けではない。また、受託検査施設に、医師、または歯科医師が常時勤務	(定義)人体から排出され又は採取された検体検査を行うサービス。
	して指示しているとは限らず、微生物学的検査等についても本年 12 月	ただし、食品衛生法等に基づく保健衛生を目的とした腸内
	から省令委任されることにより、流動的に改正されることも見込まれ	細菌検査等は除く。
	る。	
	したがって、統合分類「医療に附帯するサービス」の、最下層「衛生	
	検査サービス」の名称及び定義を以下のとおり修正すべきでないか。	
	修正案:	
	(最下層)「 衛生 検体検査サービス」	
	 (定義) 衛生検査所において、臨床検査技師が 人体から排出され又	
	は採取された検体について、医師又は歯科医師の指示の下	
	に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学	
	的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの検査を行うサ	
	ービス	
10	〇「児童相談所サービス」について	「保健所サービス」、「検疫サービス」、「福祉事務所サービス」、「児童相
	統合分類「その他の児童福祉サービス」の最下層「児童相談所サービ	談所サービス」等の専ら公的機関のみが提供するサービスについては、当
	ス」は、他の児童福祉関係の分類に含まれるサービスと関係するもの	面の間、仮設定するものとし、これらを含む生産物分類における公務サー
	も実施しており、分類間で内容に重複が生じるほか、児童相談所では	ビスの扱い(公務と公務以外に区分する基準、公務サービスの分類構成な
	利用料等を徴収しておらず、売上高を回答することが困難である。	ど) については、平成31年度以降に検討を行う産業分類「S公務」の生
	したがって、最下層「児童相談所サービス」を削除すべきでない	産物の検討において議論することとしたい。
	カゝ。	
11	〇「障害児向け相談サービス」について	「障害児向け相談サービス」の定義を、左記のご意見にしたがって修
	統合分類「障害児福祉サービス」の最下層「障害児向け相談サービ	正した。
	ス」の定義に含まれる、「地域相談支援(地域移行支援、地域密着支援)	
	は、障害児ではなく障害者向けのサービスである。	
	したがって、定義の一部を別紙修正案のとおり修正すべきではない	
	か。	
12	 ○「障害者福祉サービス」について	「障害者向け相談サービス」の定義を、左記のご意見にしたがって修
	統合分類「障害者福祉サービス」の最下層「障害者向け相談サービ	正した。
	ス」には、自立生活援助と就労定着支援が含まれることが適当である	
L		I .

	御意見	対処方針 (案)
	と考える。 したがって、各最下層の定義を別紙修正案のとおり一部修正すべき ではないか。	
13	○「ケアマネジメントサービス」について 統合分類「ケアマネジメントサービス」の最下層「ケアマネジメント サービス」の定義に居宅介護支援及び介護予防支援が掲げられている が、これらは介護保険が適用されるサービスであるため、統合分類「ケ アマネジメントサービス」を削除し、統合分類「公的介護保険が適用さ れる高齢者介護サービス」の最下層に位置付けるべきではないか。ま た、この場合の分類名は、「公的介護保険が適用される高齢者介護サー ビス」の他の最下層と同様に、介護保険法上の表記に沿って「居宅介護 支援サービス」と設定してはどうか。 したがって、別紙修正案のとおり修正すべきではないか。	左記のご意見にしたがって修正した。
14	○「居宅サービス(福祉用具のレンタルを除く)」について 統合分類「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス」の最下 層「居宅サービス(福祉用具のレンタルを除く)」の定義に記載されて いるサービスの並びを介護保険法上の規定順沿って別紙修正案のとお り修正すべきではないか。	「居宅サービス(福祉用具のレンタルを除く)」の定義の並びを、左記 のご意見にしたがって修正した。
15	○「福祉用具のレンタル」について 公的介護保険が適用される「福祉用具のレンタル」は統合分類「公的 介護保険が適用される高齢者介護サービス」の最下層分類となってい る一方で、公的介護保険が適用されない「福祉用具のレンタル」は、K 不動産業、物品賃貸業における統合分類「その他の物品のレンタル」の 最下層分類となっている。しかしながら、福祉用具のレンタルを保険 適用されるものとされないもので所属する大分類を異にすることは分 かりにくいので、統合分類「福祉用具のレンタル」を設定し、その下に 保険が適用されるサービスとされないサービスを最下層で設定して、 これをK 不動産業、物品賃貸業の主業、P 医療、福祉の副業としたら どうか。	左記のご意見にしたがって修正した。

	御意見	対処方針 (案)
16	○「施設サービス」について 統合分類「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス」の最下 層「施設サービス」の定義に記載されている「24 時間体制で見守られ て介護を受けるサービス」という定義は制度上設けられていないため 削除し、「介護医療院サービス」を追加することが適当である。したが って、別紙修正案のとおり修正すべきではないか。	「施設サービス」の定義を、左記のご意見にしたがって修正した。
17	○「地域密着型サービス」について 統合分類「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス」の最下層「地域密着型サービス」の定義を別紙修正案のとおり修正し、加えて、内容例示に平成28年4月から追加されている「地域密着型通所介護」を追加し、内容例示「地域密着型介護老人福祉サービス」を介護保険法の表記に沿って「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に修正すべきではないか。	「地域密着型サービス」の定義を、左記のご意見にしたがって修正した。
18	○「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス」について 統合分類「公的介護保険が適用される高齢者サービス」には、高齢者 か否かには関係なく、公的介護保険が適用される介護サービスが全て 含まれているため、「高齢者」という名称を付けることは適切ではない と思われる。 統合分類の名称を、「公的介護保険が適用される介護サービス」また は「公的介護保険が適用される介護サービス(高齢者向け・障害者向け を含む)」などとして、サービス内容の明確化を図るべきではないか。 また、最下層に設定されている「その他の高齢者向け介護サービス」 も上記同様の理由で「その他の介護サービス」などのように名称変更 すべきではないか。	左記のご意見にしたがって修正した。(No. 19 対処方針記載のとおり)
19	○ 地域支援事業について 介護保険制度上のサービス給付としては、介護給付、介護予防給付、 地域支援事業の3種類があり(介護保険法に基づき介護保険料を財源 として行う事業)、このうち、介護予防給付は、介護事業実態調査のよ うな他の統計調査において、介護給付に含める形で収入を算出してい るため、今回の分類で漏れなくカバーできるものと思われるが、地域 支援事業についてはいずれの分類に該当するのか分かりにくくなって いる。	No. 18 のご意見を踏まえたうえ、左記のご意見にしたがって統合分類「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス」を「公的介護保険が適用される介護サービス(介護給付、介護予防給付)」と「公的介護保険が適用される介護サービス(地域支援事業)」に分割した。

	御意見	対処方針 (案)
	そこで、統合分類を「公的介護保険が適用される高齢者介護サービ	
	ス(介護給付、介護予防給付)」と、「公的介護保険が適用される高齢者	
	介護サービス(地域支援事業)」に分割し、介護保険が適用されるサー	
	ビスを別紙修正案のとおり修正すべきではないか。	
20	〇 「その他の老人福祉・介護サービス」について	統合分類「その他の老人福祉・介護サービス」の名称を、「公的介護保
	No.19 にて修正した「公的介護保険が適用される高齢者介護サービス	険が適用されない介護サービス」に修正し、定義を左記のご意見にした
	(地域支援事業)」に係る修正に伴い、統合分類「その他の老人福祉・介	がって修正した。
	護サービス」の定義のち、地域支援事業に関するものを別紙修正案の	
	とおり削除すべきである。	
21	〇 「公的医療保険が適用される訪問看護サービス」について	統合分類「公的医療保険が適用される訪問看護サービス」を「訪問看護
	公的保険が適用されない訪問看護サービスもあるところ、このサー	サービス」に修正し、その最下層分類として「公的医療保険が適用される
	ビスに対応する分類項目が設定されていないので、設定する必要があ	訪問看護サービス」と「公的医療保険が適用されない訪問看護サービス」
	る。	を設定することとしたい。